

加計教育研究助成金要領

研究助成金は、加計教育事業の一環として、関連校卒業生で現在小・中学校あるいは高等学校等の教職にあるもの（以下卒業生教員という）の教育研究活動を助成するものである。この研究助成金を交付することが卒業生教員の資質の向上ならびに教育現場の活性化に寄与し、優秀な教育者として活躍する一助になることを期待している。さらに、本助成金による研究成果が将来教職を目指している学生にとってもその資質向上並びに意欲喚起に大いに寄与するものと期待される。

- (1) 本助成金の対象者は、学校教育現場においてユニークな教育実践や教材研究などを続けている、卒業生個人または卒業生を含むグループとする。
- (2) 助成金は、毎年申請のあった者の中から審査を経て交付する。
- (3) 申請希望者は、交付申請書を定められた期日までに加計教育運営委員会事務局に提出しなければならない。
- (4) 研究期間は1年間（4月1日から翌年3月31日まで）を原則とする。延長を希望する場合は、再度申請することが出来る。
- (5) 申請ならびに交付の方法については別に定める。
- (6) 助成金を受けた者は、研究期間の終了後6カ月以内に研究成果についての報告書を提出しなければならない。また、研究内容は加計教育研究大会において発表、或いは「加計教育」誌上で公表して卒業生教員及び教職を目指す在学生に公表することを原則とする。
- (7) 助成金の交付を受けて行った研究の成果を公表することに関しては、なんら制約は受けないが、本助成金に基づく研究である旨を明示しなければならない。